

令和 8 年 9 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和 8 年 9 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 66 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 67 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 68 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 70 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 71 号	湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例制定について
議案第 72 号	湖西市公共下水道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 73 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 74 号	湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更について
議案第 75 号	令和 7 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（解体工事）の工事請負契約の一部変更について
議案第 76 号	令和 8 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（建築工事）の工事請負契約の締結について
議案第 77 号	公有水面埋立てに関する意見について

議案番号	件名
議案第 78 号	令和 8 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 79 号	令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 80 号	令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 81 号	令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 82 号	令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 83 号	令和 8 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 84 号	令和 7 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 85 号	令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 86 号	令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 87 号	令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 88 号	令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について
議案第 89 号	令和 7 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議案第 90 号	令和 7 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

10 番 菅 沼 淳

11 番 土 屋 和 幸

令和 8 年 9 月 1 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 1 日までの 31 日間とする。

令和 8 年 9 月 1 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 66 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 穴 水 正 哲

議案第 67 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例

(湖西市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市監査委員に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(湖西市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）第 5 条
- (2) 湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 30 号）第 6 条

- (3) 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年湖西市条例第 37 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第 68 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 を第 18 条の 5 とし、第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とし、第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（督促）

第 18 条の 3 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 40 日以内に督促状を発しなければならない。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第

4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申

告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 200,000 円」を削り、「1,500,000 円」を「1,800,000 円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 21 条第 1 項」を「、附則第 20 条の 3 第 1 項又は附則第 21 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 18 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第

57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第20条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得

等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 18 条の 4 を第 18 条の 5 とし、第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とし、第 18 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定 令和 8 年 11 月 24 日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 18 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 20 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の湖西市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例

既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例附則第 18 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例附則第 20 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 69 号

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する 条例の一部を改正する条例制定について

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する 条例の一部を改正する条例

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「製造事業」を「工場」に改め、「製造業」の次に「の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理してこれを栽培することをいい、日本標準産業分類に掲げる小分類 011 の耕種農業に係る施設園芸に限る。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設」を加え、同条第 2 号中「物流関連事業」を「物流施設」に、「、中分類 50 の各種商品卸売業、中分類 51 の繊維・衣服等卸売業、中分類 52 の飲食料品卸売業、中分類 53 の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類 54 の機械器具卸売業及び中分類 55 のその他の卸売業」を「の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は前号に規定する製造業若しくは大分類 I

の卸売業若しくは小売業の分野に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）」に改め、同条第 3 号中「及び小分類 391 のソフトウェア業」を削り、「製造事業」を「第 1 号に規定する製造業」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 9 号中「製造事業の用に供する事業所、物流関連事業の用に供する事業所、特定サービス事業の用に供する事業所」を「工場、物流施設」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(14) 研究員 研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 3 項又は第 4 項の博士の学位を有する者

イ 学校教育法第 104 条第 3 項の修士の学位又は文部科学大臣の定める学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務（以下この号において「同種業務」という。）に従事した経験年数が 1 年以上のもの

ウ 学校教育法第 104 条第 1 項の学士の学位又は同条第 2 項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有する者で、同種業務に従事した経験年数が 3 年以上のもの

エ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学、同条第 4 項の専門職短期大学若しくは同法第 1 条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第 83 条の 2 第 1 項の専門職大学の前期課程若しくは同法第 124 条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、同種業務に従事した経験年数が 5 年以上のもの

オ 学校教育法第 1 条に規定する高等学校を卒業した者で、同種業務に従事した経験年数が 7 年以上のもの

カ アからオまでに掲げる者に相当するものとして市長が特に認めるもの

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

業種	要件
工場及び物流施設	(1) 取得する事業用地の面積が 1,000 平方メートル以上であること。 (2) 造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

- (3) 新事業所の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあっては 100 分の 100、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあっては 100 分の 50 により換算した数）が業務を開始するときに 10 人以上であること。
- (4) 既に県内に事業所がある特定企業等（当該企業並びにその親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。）、その子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）及びその関連会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 21 号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下この表において同じ。）については、次のいずれかに該当すること。
- ア 業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、新事業所及び県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ 1 以上増加していること。
- イ 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数、県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数とを比較し、前者が後者よりそれぞれ 0 以上 1 未満増加し、かつ、次に掲げる方法により算出した県内の全事業所における物的労働生産性（生産量を従業員の数で除した数をいう。）又は価値労働生産性（生産額を従業員の数で除した数をいう。）が、業務開始日の属する月から起算して 25 か月目から 36 か月目までの 1 年間の平均と用地を取得した日の属する月前 1 年間の平均を比較し、前者が後者より 10 パーセント以上増加していること。
- (5) 既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う工場又は物流施設の新設又は増設の場合にあっては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、5 億円以上であること。
- (6) 物流施設にあっては、別表 2 に掲げる設備のうち、2 以上の種類の設備を新たに有することとなること。

研究所	(1) 専ら研究又は開発の業務に使用する床面積が 200 平方メートル以上であること。 (2) 造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。 (3) 新事業所の研究員の人数が業務を開始するときに 5 人以上であること。 (4) 既に県内に事業所がある特定企業等については、業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、新事業所及び県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ 1 以上増加していること。 (5) 既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う研究所の新設又は増設の場合にあっては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、1 億円以上であること。
-----	---

別表第 4 を別表第 5 とする。

別表第 3 中「

ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100 分の 40
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100 分の 30
	物流関連事業	100 分の 30
	研究所	100 分の 40
	特定サービス事業	100 分の 30
ふじのくにフロンティア推進区域外の用地を取得した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100 分の 30
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100 分の 20
	物流関連事業	100 分の 20
	研究所	100 分の 30
	特定サービス事業	100 分の 20

」を「

フロンティア推進区域 内の用地を取得した場合	工場（市長が指定したものに限る。）	100 分の 40
	工場（上記の工場を除く。）	100 分の 30
	物流施設	100 分の 30
	研究所	100 分の 40
フロンティア推進区域 外の用地を取得した場合	工場（市長が指定したものに限る。）	100 分の 30
	工場（上記の工場を除く。）	100 分の 20
	物流施設	100 分の 20
	研究所	100 分の 30

」に改め、同表備考中「ふじのくにフロンティア推進区域」を「フロンティア推進区域」に、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」を「フロンティアを拓く取組」に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。）
	2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）
	3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）
	4 垂直型連続運搬装置（2 以上の階に貨物を運搬するものに限る。）
	5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）
	6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）
	7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第 5 条第 1 項の申請をする設置者に係る奨励金から適用し、同日前に改正前の湖西市企業立地促進条例第 5 条第 1 項の申請をした設置者に係る奨励金については、なお従前の例による。

議案第 71 号

湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成 22 年湖西市条例第 115 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する 条例

湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成 22 年湖西市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改め、同項第 2 号中「前項」を「前号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

湖西市公共下水道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市公共下水道の構造等の基準を定める条例（平成 25 年湖西市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市公共下水道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市公共下水道の構造等の基準を定める条例（平成 25 年湖西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、「構造」の次に「の技術上の基準」を加える。

第 2 条中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。

議案第 73 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 19 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前

の湖西市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 19 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 19 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 74 号

湖西市学校給食センター整備・運営事業の契約の一部変更について

下記のとおり契約の一部を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

（変更前）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 湖西市学校給食センター整備・運営事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約の金額 | 6,991,550,003 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 1267 番地の 1
株式会社湖西スクールランチ
代表取締役 小西 雅文 |

（変更後）

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 湖西市学校給食センター整備・運営事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約の金額 | 7,090,122,241 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 1267 番地の 1
株式会社湖西スクールランチ
代表取締役 小西 雅文 |

議案第 75 号

令和 7 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事 (解体工事) の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

(変更前)

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 7 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（解体工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 174,900,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 3270 番地の 5 301
株式会社中村組 湖西営業所
所長 土屋 崇 |

(変更後)

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 7 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（解体工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 176,165,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 3270 番地の 5 301
株式会社中村組 湖西営業所
所長 土屋 崇 |

議案第 76 号

令和 8 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事 (建築工事) の工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 8 年度湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 935,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 中村組・須山特定建設工事共同企業体 |

代表構成員 湖西市吉美 3270 番地の 5 301
株式会社中村組 湖西営業所
所長 土屋 崇

その他構成員 静岡県湖西市鷺津字横須賀 5300
須山建設株式会社 湖西営業所
所長 鈴木 千春

議案第 77 号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立免許出願に伴い、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の公有水面の埋立てに関して静岡県知事から意見を求められたことに対し、同条第 4 項の規定により、異議はない旨の意見を述べることについて議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

1 出願人

静岡県知事 鈴木 康 友

2 埋立位置

静岡県湖西市新居町新居字向島 3451 番地内、3452 番地内、3462 番地内、3457 番 1 地内並びに、静岡県湖西市新居町新居字向島 3457 番 1 の地先公有水面

3 埋立面積

211.44 平方メートル

4 埋立地の用途

物揚場

5 埋立理由

浜名港向島物揚場第 2 耐震岸壁耐震工事のため

令和 8 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 118,140 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,685,042 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4, 151, 450	16, 043	4, 167, 493
	2 国庫補助金	1, 355, 442	16, 043	1, 371, 485
16	県支出金	1, 853, 136	423	1, 853, 559
	2 県補助金	693, 919	423	694, 342
19	繰入金	1, 978, 230	25, 213	2, 003, 443
	2 特別会計繰入金	7	25, 213	25, 220
20	繰越金	500, 045	72, 601	572, 646
	1 繰越金	500, 045	72, 601	572, 646
21	諸収入	951, 676	3, 860	955, 536
	6 雑入	339, 220	3, 860	343, 080
歳 入 合 計		28, 566, 902	118, 140	28, 685, 042

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,979,772	8,431	2,988,203
	1 総務管理費	2,432,820	8,431	2,441,251
3	民生費	7,916,778	12,478	7,929,256
	1 社会福祉費	3,797,753	11,208	3,808,961
	2 児童福祉費	3,608,347	1,270	3,609,617
4	衛生費	3,248,355	28,678	3,277,033
	1 保健衛生費	721,066	2,182	723,248
	2 清掃費	1,556,312	17,296	1,573,608
	3 環境対策費	64,650	4,500	69,150
	4 病院費	789,827	4,700	794,527
6	農林水産業費	280,495	252	280,747
	1 農業費	225,416	252	225,668
8	土木費	3,300,532	47,940	3,348,472
	4 都市計画費	2,230,061	47,940	2,278,001
9	消防費	1,534,691	1,680	1,536,371
	1 消防費	1,534,691	1,680	1,536,371
10	教育費	6,167,017	18,681	6,185,698
	1 教育総務費	4,196,675	11,164	4,207,839
	6 社会教育費	345,333	7,517	352,850
歳 出 合 計		28,566,902	118,140	28,685,042

第2表 債務負担行為補正

(1) 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
湖西運動公園外4施設指定管理業務	令和8年度～令和13年度	380,000
アメニティプラザ空調修繕工事	令和8年度～令和10年度	461,840

(2) 変 更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和8年度コンピュータシステムリース料 (7件)	令和9年度～令和13年度	700,106	令和9年度～令和13年度	779,147

議案第 79 号

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,442,936 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰越金	49,711	9,225	58,936
	1 繰越金	49,711	9,225	58,936
歳 入 合 計		5,433,711	9,225	5,442,936

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	28,823	9,225	38,048
	2 繰出金	1	9,225	9,226
歳 出 合 計		5,433,711	9,225	5,442,936

令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,560,159 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	27,229	27,231
	1 繰越金	2	27,229	27,231
歳 入 合 計		4,532,930	27,229	4,560,159

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,812	27,229	29,041
	1 償還金及び還付加算金	1,811	12,457	14,268
	2 繰出金	1	14,772	14,773
歳 出 合 計		4,532,930	27,229	4,560,159

議案第 81 号

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,595 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,144,733 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	214,134	△5,864	208,270
	1 一般会計繰入金	214,134	△5,864	208,270
4	繰越金	1	2,269	2,270
	1 繰越金	1	2,269	2,270
歳 入 合 計		1,148,328	△3,595	1,144,733

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	50,161	△5,864	44,297
	1 総務管理費	46,848	△5,864	40,984
2	広域連合納付金	1,096,562	1,053	1,097,615
	1 広域連合納付金	1,096,562	1,053	1,097,615
3	諸支出金	1,605	1,216	2,821
	2 繰出金	5	1,216	1,221
歳 出 合 計		1,148,328	△3,595	1,144,733

議案第 82 号

令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,158,465 千円	4,500 千円	1,162,965 千円
第 4 項 他会計負担金	3,000 千円	4,500 千円	7,500 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,356,201 千円	4,500 千円	1,360,701 千円
第 1 項 建設改良費	534,862 千円	4,500 千円	539,362 千円

（債務負担行為の補正）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額
新居浄化センター機械設備修繕	令和 8 年度～令和 9 年度	50,000 千円

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

令和 8 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,605,606 千円	3,188 千円	3,608,794 千円
第 1 項 医業費用	3,514,177 千円	3,188 千円	3,517,365 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 89,619 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 90,961 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 89,619 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 90,961 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	223,977 千円	1,342 千円	225,319 千円
第 1 項 建設改良費	123,290 千円	1,342 千円	124,632 千円

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 84 号

令和 7 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 85 号

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 86 号

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 87 号

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 88 号

令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 89 号

令和 7 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 90 号

令和 7 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

湖西市長 田 内 浩 之